

世子尚寧の、硫黄の補貢のため使者蔡宝等を遣わす執照

(一六〇〇、二、二三)

琉球国中山王世子尚(寧)、磺斤を補進す等の事の為にす。

今、特に使者・通事等の官の蔡宝・鄭俊等を遣わし、人伴・夷梢を率領し、小船一隻に坐駕し、生硫黄三千斤を装載し、福建等処承宣布政使司に解赴して告稟し交納せしむ。所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば、誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、洪字第二十一号半印勘合執照を給し、都通事鄭俊等に付し、収執して前去せしむ。沿途の処所の巡海の哨船の官軍及び衛所・巡司等の衙門の官吏、如し印信執照に遇わば驗実して即便に放行し、阻滞し留難して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開

使者三員 蔡宝 金松 馬佳泥 人伴六名

通事二員 鄭俊 王立思 人伴五名

管船火長一名 陳宮

梢水共に三十八名

右の執照は都通事鄭俊等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十八年(一六〇〇)二月二十三日給す

執照

世子尚寧の、進貢と請封のため長史蔡奎等を遣わす執照

(一六〇〇、八、一九)

琉球国中山王世子尚(寧)、進貢、請封等の事の為にす。

今、特に長史・使者・通事等の官の蔡奎等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。夷梢を率領し、土船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万九千斤、内九千斤は以上(ま)の貢の少しく欠きたる磺斤を補う、を装載し、齎して福建等処承宣布政使司に赴き交納す。所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、洪字第二十二号半印勘合執照を給し、都通事梁順等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘(ところ)の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実(とこ)に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

長史一員 蔡奎 人伴一十名

使者二員 毛如鳳 毛鳳威 人伴九名

通事一員 梁守徳 人伴二名

存留在船使者二員 馬三魯 馬珠 人伴四名

存留通事二員 梁順 王立思 人伴五名

管船火長一名 林世忠

犯人一名于瀾

稍水共に七十八名

附搭の土夏布二百匹

右の執照は通事梁順・王立思等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十八年（一六〇〇）八月十九日給す

執照

注*『明実録』万曆二十九年七月丙辰の条に關連の記事がある。

(1) 犯人一名于瀾 この記述の意味不明。

1-32-10

世子尚寧の、進貢のため正議大夫鄭迥等を遣わす執照

(二六〇一、九、一一)

琉球国中山王世子尚(寧)、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・通事等の官の鄭迥等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。土船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤を装載し、京に赴き進貢す。所_よ扱_りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。本府、除外に今、洪字第二十六号半印勘合執照を給し、通事蔡延等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘_{とこら}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因って遅悞して便

ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 鄭迥 人伴一十名

使者一員 馬鍾美 人伴五名

都通事一員 鄭俊 人伴三名

存留在船使者二員 馬五頼 馬吾刺 人伴四名

存留在船通事一員 蔡延 人伴二名

管船火長・直庫二名 覃加尼 彭雅那

稍水共に五十三名

附搭の土夏布二百匹

右の執照は通事蔡延等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十九年（二六〇一）九月十一日給す

進貢等の事の為にす 執照

1-32-11

世子尚寧の、皇帝と皇太子への慶賀謝恩のため王舅毛繼祖等を遣わす執照（二六〇二、九、四）

琉球国中山王世子尚(寧)、慶賀、謝恩等の事の為にす。